

答弁書第十三号

内閣参甲第一二号

昭和二十三年二月三日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員北條秀一君提出官廳労働組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和廿参年貳月拾六日

參議院議員北條秀一君提出官廳労働組合に關する質問に對する答弁書

第一、官廳労働組合の組合事務に専従する者に対しその給與を國費支弁とすることが労働組合を健全に発達させる所以でないことについては、御趣旨はご尤もと思う。本來から申せば、労働組合運動の大道として組合事務に専従する者は労働組合の負担においてこれを雇用すべきものであつて、政府においても夙にこのような基本的觀念を以て事に臨んでいる次第であるが、現内閣成立前から官廳労働組合の労働協約等において官廳職員たる組合員をそのまゝいわゆる組合事務専従者として認めてあるものが甚だ多い実情にあるために、これを一挙に全廢することは實際上困難且不適当な状況にあるので、政府としては、労働組合側の自覺を促すことに努めると共に過渡的暫定措置として例外的にいわゆる組合事務専従者として若干名を認めるが而もその員数を漸減する方針を採つてゐる次第である。従つて労働協約の更新又は改訂の如き場合に當つては、政府側よりその員数の縮減方の申入を行つておるわけである。

右に申し述べた通り、このようないわゆる専従者を認めることになつたのは、何分にも現内閣成立前の

ことに属し、その間の事情を詳かにしないが、今日までに承知してあるところでは、労働組合員の労働能率増進のためということで労働組合側の要求があつたからではないかと思われる。現に昭和二十一年八月三十日農林大臣と農林省職員労働組合委員長との間に締結された労働協約によると、その第九項には「農林大臣は組合員の労働能率増進の爲組合事務に専ら従事する組合員若干名を限度として認める」旨を規定してあり、この頃からいわゆる専従者を認めることになつたものと思われる。なお、右の若干名というのは別途覚書により組合員二百名に対し一名の割合と定めているが、例えば、昭和二十二年二月二十一日に締結された國鉄労働協約の方では、組合員五百名につき一名とし、そのほかに五百名を別に認めることとしてゐるような次第で、いわゆる専従者の員数は各省労働組合によつてその割合が不同である。

第二、政府は過般來國費を支給している職員でいわゆる組合事務専従者と考えられるものの調査をいたしてゐる。そして、この調査が全國的の廣般なものである關係上一部なお調査未完了のものもあるが今日までに判明してあるところを申し上げると、昭和二十二年十一月一日現在におけるこれらの員数は、総理

廳部内及び各省部内を併せ大体五千六百名見当である。その内訳を各省部内別に見ると、総理廳九、外務

省三、(進駐軍要員労働組合の關係を除く。)文部省四、(日本教職員組合關係を除く。)厚生省二十三、運

輸省千六百五十五、逓信省三千百五十四、農林省百八、大藏省六百十七、商工省二十五、内務省十五、と

なつてゐる。尤もこの数字は前にも申し述べた通り全体として調査完了のものではないので、この点御諒承を願いたい。なお、今後努めて正確を期したい。

第三、先に申し述べたいわゆる専従者と考へられている者の員数を前提として、これに対する給料としての國費支弁額は、今日までに判明してゐるところでは、昭和二十二年十一月の一箇月分について計上すると、大体千二百二十六万円見当になる。

第四、憲法第八十九條は、「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と規定してゐる。然るに労働組合は労働組合法第二條に明かな如く労働者が

主体となつて自主的に労働條件の維持改善その他經濟的地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体であつて、國費支弁を受けている職員のかかる団体の事務従事を認めているに過ぎないのであつて、この關係は憲法第八十九條の規定とは全然關係のないものと考へている。然し乍ら、政府としては、官廳労働組合の御用組合化を防止しその健全なる發展を期する観点から、先にも申し述べた通り、官廳労働組合のいわゆる専従者に対する給與を國費支弁とすることを極力止めたいという方針で臨んであることを重ねて申し上げる。